

第7節 中高層建築物災害予防計画

第1項 中高層建築物災害予防計画

《 基本方針 》

高層建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。

《 現況/課題 》

市内における高層建築物の現況は以下のとおりである。

平成23年12月31日現在

区分	中層建築物								高層建築物		棟数
	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階以上	合計
筑紫野市	391	199	78	40	43	38	16	18	12	20	855

筑紫野太宰府消防組合消防本部 平成24年消防年報

第1項 中高層建築物災害予防計画

《 計画目標 》

1. 高層建築物

(1) 対象施設

高層建築物*1とは、高さが31m（11階以上）を超える建築物をいう（消防法第8条の2）。

1) 災害予防対策

市は、消防機関、警察等と連携して中高層建築物等における災害を未然に防止するように努める。

2) 消防機関は、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

ア. 所有者等に対する指導の強化

次に掲げる事項について、重点的な指導を行う。

a. 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ① 消防計画の整備充実
- ② 自衛消防組織の整備充実
- ③ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- ④ 共同防火管理体制の確立
- ⑤ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- ⑥ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

- ⑦ 収容人員の管理
 - ⑧ 非常用進入口の確保
 - ⑨ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
 - ⑩ その他防災上必要な事項
- b. 常用通信設備の整備充実
施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。
- c. 管理者の責務
利用者に対し、平素から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。
- イ. 査察の強化
消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、またはその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。
- ウ. ガス事業者との連携強化
ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。
- エ. 消防施設の整備、充実
中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき次の消防施設の整備、充実に努める。
- a. はしご車または、屈折はしご車
 - b. 照明電源車
 - c. 救助用資機材
- 3) 警察
中高層建築物等の災害の特殊性にかんがみ、消防機関と緊密な連携を図り、災害防止の観点から所有者等に対し指導助言を行う。
- 4) 筑紫ガス株式会社
中高層建築物等には、次の安全設備の普及促進を図る。
- ア. 緊急時には操作が容易な位置に、ガス遮断装置を設置する。
 - イ. ガスメーターは、異常時自動遮断機能を有する、ガス漏れ警報設備を取り付ける。